# 道路運送法上の申請に対する処分に関する標準処理期間について

道路運送法(以下「法」という。)上の以下の申請について、事案の迅速処理を図るため、標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

なお、標準処理期間は適法な申請を処理するために通常要すべき標準的な期間であると解釈されていることから、標準処理期間の算定には以下の期間は含まれない。

- 1. 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- 2. 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
- 3. 1人1車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間等

平成14年1月31日

記

- 1. 事業の許可(法第4条第1項、法第43条第1項)
  - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業 3ヶ月(上限運賃料金認可を含む。) なお、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第9条の2に基 づき設置された地域公共交通会議(以下「地域公共交通会議」という。)で協 議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ月とする。
  - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 4ヶ月
  - (3) 一般乗用旅客自動車運送事業 3ヶ月 なお、福祉輸送サービスに限る事業に係るものについては2ヶ月とする。

- (4) 特定旅客自動車運送事業 3ヶ月
- 2. 更新の許可(法第8条第1項) 6ヶ月
- 3. 事業計画変更の認可(法第15条第1項、法第43条第5項(法第15条準用))
  - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業
    - イ. 路線の新設に関するもの 3ヶ月(上限運賃料金認可を含む。)

なお、路線の新設に関する事業計画変更認可のうち、高速自動車国道等の 新規供用に伴う経路変更事案(いわゆる「乗せ替え事案」)及び既存路線の 一部延長事案等の軽微な事案については、特段の事情がない限り、概ね2ヶ 月、地域公共交通会議で協議の調った事案については、概ね1ヶ月とする。

- ロ.路線の新設以外のもの 2ヶ月 なお、地域公共交通会議で協議が調った事案については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 4ヶ月
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業
  - イ. 営業区域の拡大に係るもの 3ヶ月 なお、福祉輸送サービスに限る事業に係るものについては2ヶ月とする。
  - ロ. イ以外のもの 2ヶ月
- (4)特定旅客自動車運送事業 2ヶ月
- 4. 運賃料金の認可(法第9条第1項、法第9条の3第1項)
  - (1) 一般乗合旅客自動車運送事業

上限運賃料金の認可 3ヶ月

なお、停留所の新設及び位置の変更に伴う上限運賃の設定(変更)については、特段の事情がない限り、概ね1ヶ月とする。

- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業
  - イ. 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」(平成14年1月17日付け公示)記1に規定する運賃改定に係るもの

同公示記2に規定する申請の受付期間終了後の翌日から6ヶ月

- ロ. イ以外のもの 申請の受付から3ヶ月(法第89条の規定に基づき、意見 の聴取があったものについては4か月)
- 5. 運送約款の認可(法第11条第1項) 1ヶ月

- 6. 協定の認可(法第19条第1項) 3ヶ月
- 7. 事業の管理の受委託の許可(法第35条第1項) 2ヶ月
- 8. 事業の譲渡及び譲受の認可(法第36条第1項)
  - (1) 一般貸切旅客自動車運送事業以外 3ヶ月 なお、一般乗用旅客自動車運送事業について福祉輸送サービスに限る事業に 係るものについては2ヶ月とする。
  - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 4ヶ月
- 9. 法人の合併及び分割の認可(法第36条第2項)
  - (1) 一般貸切旅客自動車運送事業以外 3ヶ月 なお、一般乗用旅客自動車運送事業について福祉輸送サービスに限る事業に 係るものについては2ヶ月とする。
  - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 4ヶ月
- 10. 相続の認可(法第37条第1項)
  - (1) 一般貸切旅客自動車運送事業以外 2ヶ月
  - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業 3ヶ月
- 11. 自家用自動車の有償運送の許可(法第78条第1項第3号) 1ヶ月
- 12. 自家用有償旅客運送の登録(法第79条) 1ヶ月
- 13. 自家用自動車の貸渡しの許可(法第80条第1項)
  - (1)貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しであって、乗車定員11人以上の自動車を含むものにあっては2ヶ月
  - (2)貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡しであって、(1) 以外のものにあっては1ヶ月
- 14. 貨物自動車運送事業者に対する有償旅客運送の許可(法第83条) 1ヶ月

#### 附 則

- 1. 本標準処理期間は平成14年2月1日以降受付た申請について準用する。
- 2. 平成14年1月31日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

# 附 則(平成16年9月24日 一部改正)

- 1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成16年10月1日以降受付た申請について適用する。
- 2. 平成16年9月30日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

## 附 則(平成17年4月8日 一部改正)

- 1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成17年5月1日以降受付た申請に ついて適用する。
- 2. 平成17年4月30日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

# 附 則(平成18年9月27日 一部改正)

- 1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成18年10月1日以降受付た申請 について適用する。
- 2. 平成18年9月30日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。

#### 附 則(平成29年3月31日 一部改正)

- 1. 本通達による改正後の標準処理期間は、平成29年4月1日以降受付た申請に ついて適用する。
- 2. 平成29年3月31日以前に受付た申請については、なお従前の取扱による。